

# 第7次国土調査事業十箇年計画の 中間見直しについて

---

令和5年5月

土地政策審議官部門 地籍整備課

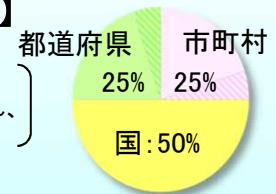
# 地籍調査の概要

## 【地籍調査とは】

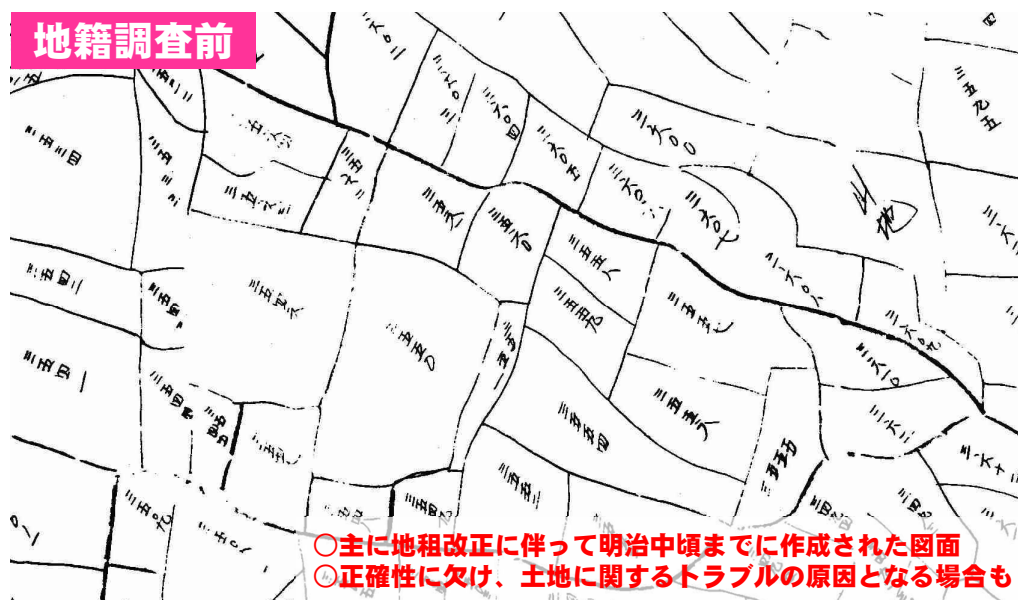
- 国土調査法に基づき主に市町村が実施。
- 一筆ごとの土地の境界や面積等を調査。
- 調査の成果は登記所に送付され、登記簿が修正され、登記所備付地図になる。

## 【地籍調査費の負担割合】

(市町村実施の場合)  
都道府県・市町村の負担 (各25%)  
のうち8割に特別交付税が措置され、  
実質的負担はさらに軽減



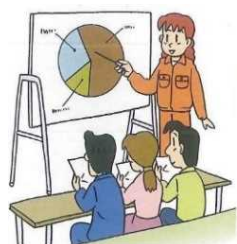
## 地籍調査前



## 地籍調査後



## 地籍調査の流れ



【住民への説明会】  
調査に先立ち、土地所有者等への説明会を実施。



【所有者探索等】  
事前に土地や所有者等に関する情報を収集し、資料等を作成、整理。



【一筆地調査】  
土地所有者等の立会い等により、境界点等を一つ一つ確認。



【地籍測量】  
地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を実施。



【地籍図等作成】  
測量結果を基に正確な地図を作成し、面積を測定。



【成果の閲覧・確認】  
調査成果案(地籍図と地籍簿)を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設定。



【成果の認証・登記所送付】  
成果は都道府県知事が認証し、市町村で公表。登記所に送付され登記簿・備付地図が更新。

**【R2.5/26閣議決定】**
**1. 「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を位置付け**

- 令和2年の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載

**2. 地籍調査の円滑化・迅速化を見込んだ事業量を設定**

- 効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における実績事業量約10,000km<sup>2</sup>の1.5倍の進捗を目指した事業量を設定
- 調査の実施にあたっては、防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携

**3. 新たな指標（優先実施地域での進捗率）の提示**

- 優先度の高い地域から地籍調査を実施し、第6次十箇年計画で導入した「調査対象地域での進捗率」に加え、**「優先実施地域での進捗率」**を新たに設定

※上記のほか、民間等の測量成果の活用や、未着手・休止市町村の解消等も計画に位置付け


**計画事業量**

□ 十箇年間での調査面積                      第6次：10,000km<sup>2</sup>    →    **第7次：15,000km<sup>2</sup>**

**進捗率目標**

□ 優先実施地域での進捗率                      当初：79%    →    **R11年度末：87%**（約9割）

□ 調査対象地域全体での進捗率                当初：52%    →    **R11年度末：57%**（約6割）

# 全国における地籍調査の進捗率（面積ベース）

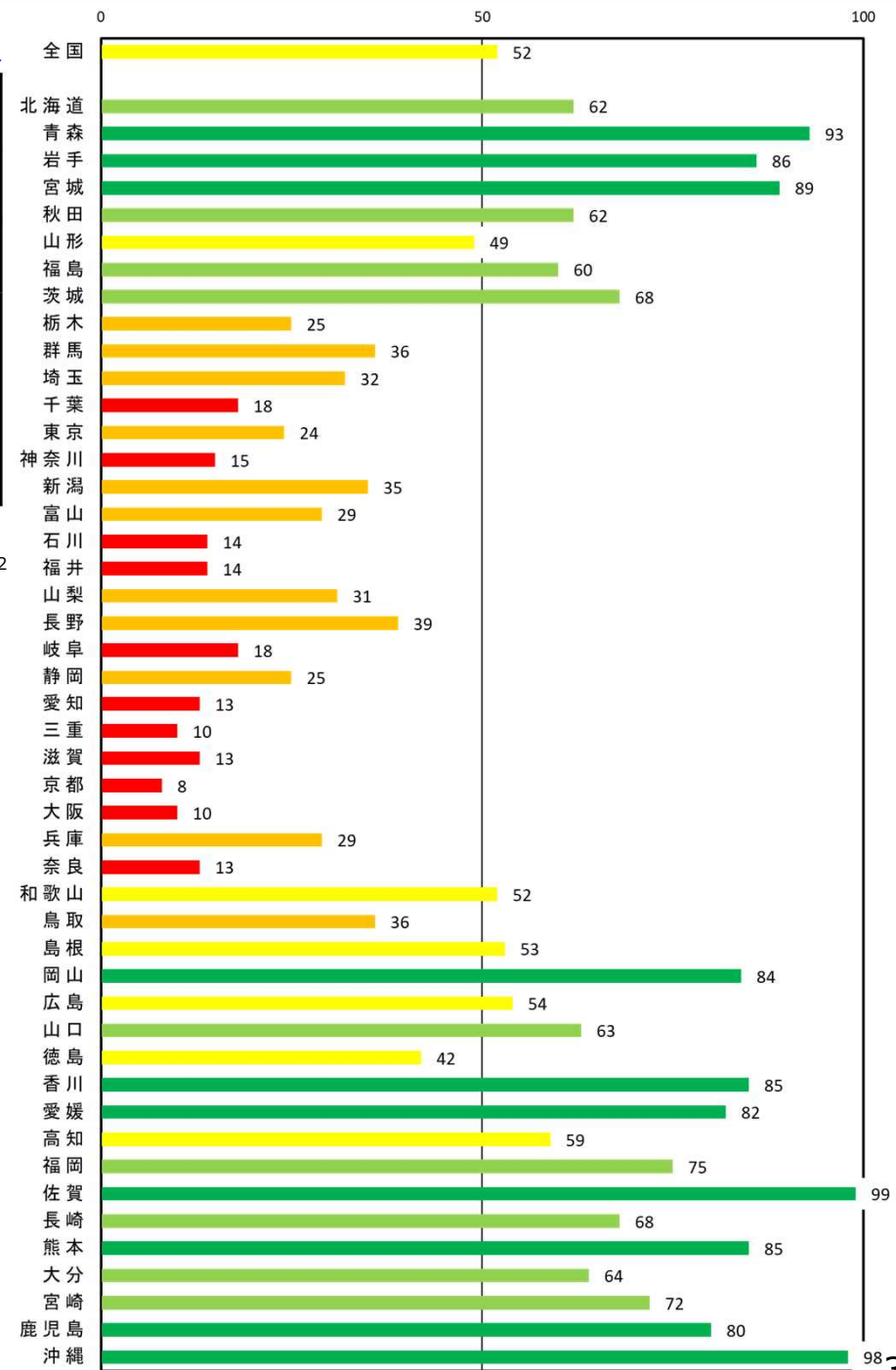
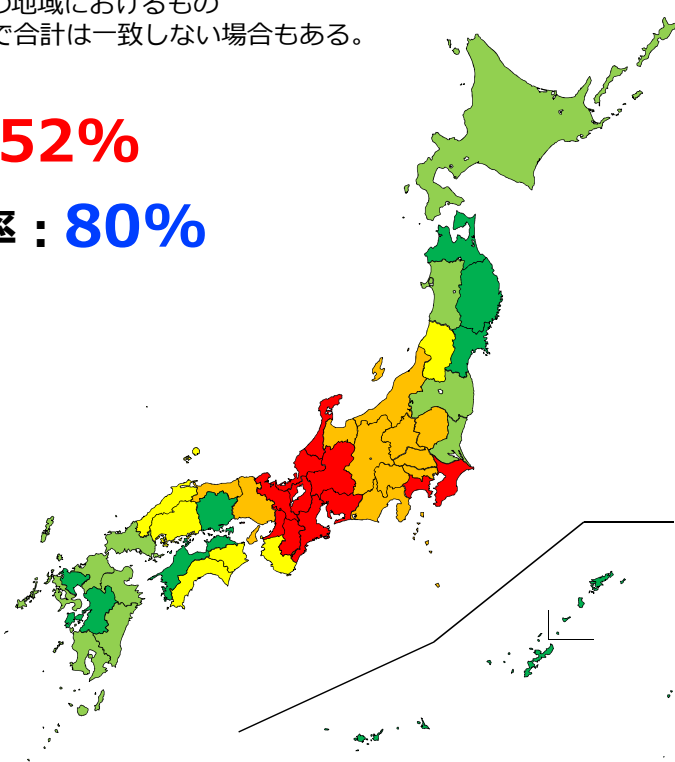
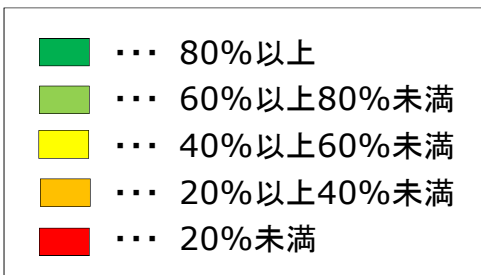
## 地籍調査の対象面積とこれまでの実績（R3年度末） R4.6/27公表

		対象面積(km <sup>2</sup> )	実績面積(km <sup>2</sup> )	進捗率(%)
全国		<b>287,966</b>	<b>150,153</b>	<b>52</b>
内訳	DID(都市部)	12,673	3,347	<b>26</b>
	宅地	19,453	9,994	<b>51</b>
	農用地	77,690	54,818	<b>71</b>
	林地(山村部)	178,150	81,993	<b>46</b>

- 対象面積は、全国土面積（377,974km<sup>2</sup>）から国有林野及び公有水面等を除いた面積
- DIDは、国勢調査による人口集中地区のこと。Densely Inhabited Districtの略。人口密度4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、5,000人以上の人口となる地域。
- 宅地、農用地及び林地についてはDID以外の地域におけるもの
- 計数は、それぞれ四捨五入によっているので合計は一致しない場合もある。

全国の進捗率：**52%**

優先実施地域※の進捗率：**80%**



\*土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域等を除く地域



# 第7次国土調査事業十箇年計画の中間見直しの方向性

- ◆ 地籍調査の更なる円滑化・迅速化のため、令和6年度に中間見直し
- ◆ 自治体キャラバンで把握した制度の課題や自治体のニーズを踏まえ、具体的な方向性について検討を進める

## 令和4年度

(令和4年度に実施した措置)

- ・ 令和2年に導入した新たな調査手続等について、手引きの作成や研修会の開催等で活用促進
- ・ 地方整備局等と連携した「自治体キャラバン」
- ・ 自治体への「アンケート調査」
- ・ その他関係団体や民間事業者等へのヒアリング等

## 課題・ニーズの収集及び整理

(課題・ニーズの具体例)

- ・ 立会い非協力者への対応
- ・ リモートセンシングデータを活用した調査の対象エリアの拡大
- ・ その他 事務手続きの簡素化や新たな調査手法に係る先進事例の紹介等に係るニーズ等

## 令和5～6年度

- 令和4年度までの結果を踏まえ、第7次十箇年計画（令和2～11年度）の中間年（令和6年度）までに**課題・ニーズに応じた計画の中間見直し**

国土審議会（国土調査のあり方に関する検討小委員会）における審議

課題・ニーズに対する見直しの方向性を提示

決定した方向性を踏まえて中間見直し